

i ゴールデンウィークのし尿くみ取り

ゴールデンウィーク前後のし尿くみ取りは大変混み合います。

4月21日(火)～5月7日(休)の期間に希望する人は、必ず4月10日(金)17時までに電話で予約してください。

▼予約先

(有)広川衛生社

☎ 0943-32-0102

圏環境課生活環境係

☎ 0943-32-1138

i 総合クラブひろかわ参加者募集

集中力や精神力を養う「スポーツ吹き矢」、心身の健康回復に効果がある「リラクゼーション・ヨガ」、健康体操である「自彊術^{じきょうじゆつ}」の3教室を行っています。

健康づくりや仲間づくりのために参加してみませんか？

圏総合クラブひろかわ事務局

☎ 0943-32-0093

i 介護保険事業計画 住民代表委員の募集

令和9～11年度を計画期間とする「第10期介護保険事業計画」の策定にあたり、介護保険事業計画策定委員会を開催します。

委員会では、広く住民の皆さんの意見を計画に反映させるため、保健・医療・福祉などの各分野の委員と共に参画できる住民代表の委員を募集します。

▼募集期間

4月1日(火)～30日(木)

※詳細は、ホームページをご覧ください。



圏福岡県介護保険広域連合事業課 計画係

☎ 092-981-9076

i 広川町社会福祉協議会 善意に感謝いたします

社協へ寄付いただきました。頂いた寄付は、地域福祉のため有意義に活用します。

▼香典返し寄付(敬称略)

住所	寄付者	故人
藤田	綾部久子	富男
内田	池寄正博	ヤスキ
扇島	坂本幸枝	鶴賀督朗
北新代	井上利明	夫佐子
高間	中村明良	照子
智徳	正岡一義	勝子

圏広川町社会福祉協議会

☎ 0943-32-3768

i 屋外違反広告物を撤去します

良好な町の景観を維持し、事故を防止するため、はり紙、はり札、立て看板などの違反広告物を随時撤去します。

4月24日(金)～30日(休)、町内全域の違反広告物を撤去します。違反広告物設置者は自主的に撤去してください。

圏都市計画課都市計画係

☎ 0943-32-1142

i 20歳未満飲酒防止 強調月間

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。20歳未満の人がお酒を飲むと、脳の発達に悪影響を及ぼし、健全な成長を妨げ、アルコール依存症になるおそれがあります。

2022年に成年年齢が18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のままです。

圏久留米県税事務所酒類指導官部門

☎ 0942-32-4461

お知らせのページ

募集・イベント・相談などさまざまな情報を掲載しています。詳細はお問い合わせください。



一般



イベント



相談



講座



試験



募集

人の動き

令和8年3月1日現在

住民基本台帳から

() 内は前月からの増減

【人口】 19,044人 (-1人)

【男性】 9,287人 (-6人)

【女性】 9,757人 (+5人)

【世帯】 8,370世帯 (+26世帯)

【転入】 78人 【転出】 66人

【出生】 8人 【死亡】 21人

火災・救急・交通事故 発生件数【2月】

() 内は年の累計

	件数	0(0)件
火災	0(0)件	0(0)千円
救急	66(166)件	
交通事故	7(15)件	
	傷者数	10(21)人
	死者数	0(0)人

※調査中などで反映が遅れる場合があります。

今月の町税など

口座振替日

【納期限】 4月30日(休)

●固定資産税(1期)

●上下水道料金(1期)

●保育料(4月分)

※振替日の前日(営業日)までにご入金ください。

※口座振替日の年間スケジュールはこちらから。





身体障がい者 巡回補装具判定

義肢・装具の作成や義肢のソケット交換を伴う修理の要否判定、処方などの相談会を行います。

▼日時（時間は予約者数で変動）

6月30日(火)、9:30～11:00

▼場所

八女市民会館（おりなす八女）

▼持参物

印かん、身体障害者手帳、前回交付・修理を行った義肢・装具、マスク

▼予約期限

5月22日(金)

※要電話予約

圃〈予約先〉福祉課福祉係

☎0943-32-1113



こころの健康相談

精神科の専門医師や保健師が、こころの悩みや病気に関する相談を受け付けています。

▼専門医師の相談（要予約）

・本庁舎（柳川総合庁舎）

【毎月第1(木)】13:00～

【毎月第2(木)】14:30～

・分庁舎（八女総合庁舎）

【奇数月、第4(月)】14:30～

【偶数月、第3(月)】14:30～

▼保健師による電話相談

随時受け付け

※相談無料、秘密厳守

圃福岡県南筑後保健福祉環境事務所

精神保健係

☎0944-72-2176



はかりの定期検査

計量法に基づき、はかりの定期検査を行います。はかりを取り引きや証明に使用している人は、必ず受検してください。

検査の対象は、商店や事業所で使用している「はかり・分銅・おもり」です。ひょう量が300kg以上の大型はかりの検査は、福岡県計量協会までご連絡ください。

▼日時

5月11日(月)、10:00～12:00・

13:00～15:00（予定）

▼場所

広川町産業展示会館

圃（一社）福岡県計量協会

☎092-939-2945

新しい環境で防災意識のスタートダッシュ

多くの職場で新しい体制がスタートする4月。次の確認を行い、職場全体で防災意識を高めましょう。

- ・避難経路、非常口の確認
- ・消火設備の位置、取り扱いの確認
- ・消防計画の見直し、共有
- ・火災時の役割分担、連絡体制の確認
- ・非常持ち出し品や備蓄品の確認

八女消防本部

広報ヒロカワ 2026年3月号 お詫びと訂正

12ページ「副町長のこぼれ話」内の文言に一部誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

（誤）町制施行30周年を記念した公募で選定されました。

（正）工業団地開発に伴う広川球場整備を期に、町の木・町の花が公募され菊が町の花に制定されました。

在宅当番医

※診療時間は、事前に電話などでご確認ください。

※休日当番薬局は八女筑後薬剤師会ホームページをご覧ください。

広川町ホームページの下部「リンク集」からアクセスできます。

4月5日(日)

馬場病院 広川町 ☎0943-32-3511

大手町クリニック 久留米市 ☎0942-31-0077

はまさき歯科クリニック 広川町 ☎0943-32-7800

4月12日(日)

姫野病院 広川町 ☎0943-32-3611

川口耳鼻咽喉科医院 久留米市 ☎0942-32-2107

山下いさみ歯科医院 筑後市 ☎0942-53-7864

4月19日(日)

姫野病院 広川町 ☎0943-32-3611

かみむら耳鼻咽喉科 大牟田市 ☎0944-52-4426

中村歯科医院 八女市 ☎0943-24-4482

4月26日(日)

広川病院 広川町 ☎0943-32-2001

大淵耳鼻咽喉科クリニック 八女市 ☎0943-23-2811

みやぞの歯科医院 八女市 ☎0943-42-3232

4月29日(祝)

姫野病院 広川町 ☎0943-32-3611

宮城耳鼻咽喉科クリニック 筑後市 ☎0942-52-8733

近藤歯科医院 筑後市 ☎0942-52-4561

4月から全国で「こども誰でも通園制度」が始まります

こども^①誰でも通園制度 ってなに？

制度の概要

これまで保育所などは、保護者が就労要件を満たしていないと利用できませんでしたが、保護者の就労状況に関わらず、時間単位で保育所などに預けられる新しい仕組みができました。それが「こども誰でも通園制度」です。

子どもは、家族以外の大人や友だちと触れ合うことで新しい刺激を受け、豊かな経験を通して大きく成長します。保護者にとっても、心身のリフレッシュや育児の悩みを相談する機会が生まれ、地域の園が「育児のパートナー」として、ご家族と一緒にお子さんの健やかな育ちを応援します。

- 【対象】生後6か月～3歳未満の未就園児
- 【利用上限】お子さん一人につき、月10時間まで
- 【利用料金】1時間あたり300円

町外施設利用のお願い

お子さんを安全・安心にお預かりし、一人ひとりの成長をしっかりと支えられる質の高い保育体制を整えるため、町内施設の受け入れ準備を進めています。

準備期間中は、町外施設の利用ができます（広域利用）。町内施設の受け入れが可能となり次第、速やかにお知らせします。

制度を利用するまでの4ステップ

制度を利用するためには、事前に町の「認定」を受ける必要があります（広域利用も同様）。

【STEP1：利用申請】

こども家庭庁のシステムから、スマートフォンやパソコンで直接申請できます。町ホームページに申請サイトへのリンクを掲載しています。

【STEP2：事業所を探す】

地図や施設名などから、利用できる園を検索します。

【STEP3：初回面談】

希望する施設と初回面談を行い、お子さんの様子やアレルギーなどを伝えます。

【STEP4：利用開始】

面談後に施設へ直接予約し、利用スタートです。

ご利用にあたってのお約束

- ・お子さんの発熱時や、園の行事・定員状況により、希望日時に予約をお受けできない場合があります。
- ・キャンセルの連絡は早めをお願いします。

※詳細は町ホームページをご覧ください。

園子ども課こどもまんなか係

☎ 0943-32-1194



引っ越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

住所を異動する場合、役場窓口で手続きが必要です。国民健康保険や選挙人名簿の登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに手続きしてください（手続きを怠ると5万円以下の過料に処されることがあります）。

〈町内で転居する場合〉

転居日から14日以内に転居届を提出してください。

〈町外に転出・転入する場合〉

- ・転出前に転出届を提出し「転出証明書」を受け取ります。引っ越し予定日の14日前から転出の届け出ができます。
- ・転入した日から14日以内に転入先の自治体窓口へ転出証明書と転入届を提出してください。
- ・転出届の提出と来庁予定の連絡は「マイナポータル」からもできます。

〈マイナンバーカードはこんなに便利！〉

▼転出届の来庁不要・24時間申請

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます。

▼転入・転居の予約

来庁予約でき、窓口での待ち時間を短縮できます。

▼手続きの効率化

必要書類や手続きを事前に確認でき、漏れを防げます。

※マイナンバーカードの住所変更の手続きには暗証番号が必要です。

園住民課住民係 ☎ 0943-32-1112